

令和8年度公開プロセス結果（概略版）

府省庁名

農林水産省

事業名

有害生物漁業被害防止総合対策事業（基金）

事業の概要

不定期に大量出現し、日本海側を中心に甚大な漁業被害をもたらす大型クラゲにつき、来遊初期の段階で迅速に駆除等を行うことで被害を最小限に抑え、漁業被害の防止・軽減、漁業経営の安定化を図る。

公開プロセスにおいて踏まえられた「点検の視点」※

※「租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（第2回）」において示された、国民からのご提案を踏まえた各府省庁における自己点検の視点。
（参考）[各府省庁における要求・要望に向けた自己点検](#)

- 効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
- 【基金】重複、休眠等の状態にある基金を整理・統廃合し、不要な資金を国庫返納すべき

有識者からの主な指摘事項

- 被害状況が減っており、支出も長期間にわたって、少なくなっている。また、他の有害生物については、この基金事業から離れて、単年度補助事業に切り替えて対応している。これらの点を考えれば、本事業は基金を廃止して、単年度事業に切り替えるべきである。
- 大型クラゲの大量発生は不確実性が高く、発生時に迅速に対応するための備えが必要であることは理解できる。しかし、近年の支出が限定的である一方、発生状況の把握・情報提供、被害軽減技術、改良漁具等の対策も進展している。過去最大執行額を基礎にする現在の基金規模が必要な水準にあるかを検討すべきである。大量発生が今後起きた時に「有害生物漁業被害防止総合対策事業」や予備費でも対応可能であれば、基金の廃止や規模縮小を検討すべきである。
- 危機管理対策として、ある程度の額を確保する必要があり、必要な基金であると思う。
- 短期アウトカムは、大型クラゲの発生状況と被害リスクを分析し、必要な場合に対策を迅速かつ適切に実施できる状況であるかを測る指標など検討してはどうか。長期アウトカムは、発生規模から想定される被害水準に対して、この事業によって実際の被害をどの程度抑制できたかを評価する指標などを検討できないか。